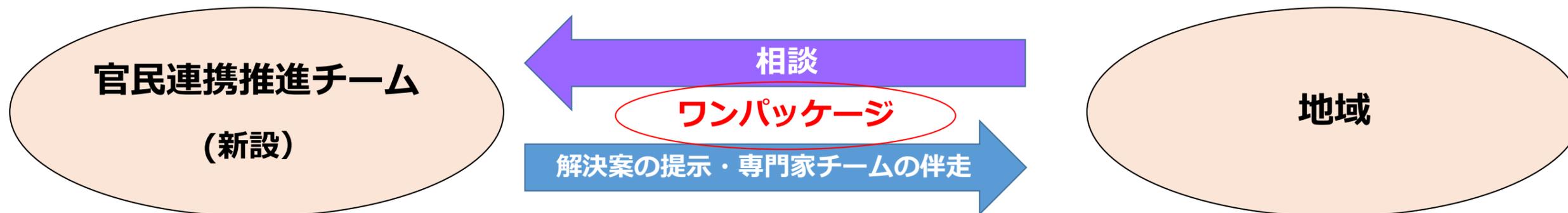


「歴史的資源を活用した観光まちづくり」推進に向けての対応状況について



	観光まちづくり組織の組成 観光まちづくり計画の策定	物件の改修	事業の運営
人材	<ul style="list-style-type: none"> ・異業種からなる専門家チームによる伴走 ・専門家会議を通じた、プロジェクトマネージャー等を育成 ・「地方創生推進交付金」を活用し、DMOの形成を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・異業種からなる専門家チームによる伴走（再掲） ・専門家会議を通じた、地域の建築家、工務店等との古民家等の活用ノウハウを共有 ・「地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業」を活用し、大工技能者を育成 ・「文化遺産総合活用推進事業」を活用し、歴史的建造物の保存・活用の専門家を育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・異業種からなる専門家チームによる伴走（再掲） ・専門家会議を通じた、古民家等を活用したレストラン・ホテル等の運営人材を育成 ・先進地域へのOJT等を通じた、農泊ビジネス人材を育成 ・文化財を中核とした観光振興による経済活性化のノウハウを整理するため、新たな研究会を立ち上げ ・「地域おこし協力隊」を活用 ・「地域資源・事業化支援アドバイザー事業」を活用し、ノウハウを有した人材を自治体に派遣
自治体 ・ 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・首長（市町村長）へ観光まちづくりの重要性・有用性を直接働きかけ、助言 ・全国の自治体・日本版DMO候補法人に対して、ワンストップ相談体制の整備に関する情報を提供するとともに、本取組への意向調査を実施 ・JNTOと古民家活用に取組む組織が連携し、海外へ情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト特定型の「ふるさと納税」を活用し、資金調達を促進 ・自治体等が所有者である歴史的建造物について、活用のための改修を促進 ・税務部局が保有する空き家所有者情報を活用した空き家の利活用の促進 ・「景観重要建造物」である家屋・その敷地について相続税の3割評価減の旨を周知し、指定を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等が所有者である歴史的建造物について、PPP手法（指定管理者制度等）を利用した民間による活用を促進 ・「地域おこし協力隊」を活用（再掲）
金融 ・ 公的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・REVIC等のファンド、地域金融機関を活用 ・クラウドファンディングを活用 ・「地方創生推進交付金」を活用し、DMOの形成を支援（再掲） ・「農山漁村振興交付金」を活用し、農泊実施組織（ピークル）の立上げを支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・REVIC等のファンド、地域金融機関を活用（再掲） ・クラウドファンディングを活用（再掲） ・「農山漁村振興交付金」で新たに農泊推進支援を行うこととし、農泊実施組織（ピークル）が行う古民家改修等を支援 ・「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に観光拠点形成重点支援枠を新設するとともに、伝統的建造物群保存地区を重点的に支援 ・「地域経済循環創造事業交付金」を活用し、地域金融機関と連携した歴史的建造物の改修・活用による事業化を支援 ・「景観まちづくり刷新支援事業」を活用し、10地区程度のモデル地区を新たに選定し、景観インフラの整備を重点的に支援 ・「空き家対策総合支援事業」を活用し、空き家の改修・活用を支援 ・「地域・まちなか商業活性化支援事業」を活用し、空き店舗の改修等を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・REVIC等のファンド、地域金融機関を活用（再掲） ・クラウドファンディングを活用（再掲）
制度・規制		<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域における古民家等の活用に向け、円滑な用途変更を促進するための技術的助言を発出 ・建築基準に関する連絡会議の設置により自治体等と連携し、歴史的建築物に対する建築基準法の適用除外に関する条例の制定・活用に関するガイドラインを作成 ・活用可能な現行制度の周知を徹底するとともに、実際の支障事例を元に建築基準法の技術基準の更なる合理化を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法に関して、古民家等の活用に関連する事例の収集及び各消防機関へ情報提供を実施 ・歴史的建造物に関する宿泊施設の設置基準について、特区において、旅館業法の適用除外により、フロントの設置を免除 ・旅館業法に関する規制を見直し（ホテル・旅館営業の区分一本化等）